

# LINEヤフー広告 広告アカウント審査基準・広告掲載基準の 統一について

LINEヤフー株式会社

2025/11/17

LINEヤフー

# 目次

- 01 はじめに**
- 02 新基準の概要**
- 03 広告アカウント審査基準**
- 04 広告掲載基準**
- 05 基準本文・判断基準が変更となる項目**
- 06 基準本文のみ変更となる項目（判断基準の変更なし）**
- 07 判断基準のみ変更となる項目（基準本文の変更なし）**
- 08 その他**
- 09 お問い合わせ**

# はじめに

# 基準統一の背景

このたび、Yahoo!広告とLINE広告の広告プラットフォームが統合され、新たに「LINEヤフー広告」という名称でサービスを提供することとなりました。

この統合に伴い、広告アカウント審査基準、広告掲載基準、および審査判断基準を統一いたします。本統一により、今後はそれぞれのプラットフォームに応じた広告を個別に用意する必要がなくなり、同一の広告表現での出稿が可能となります。

# 新基準の概要

# 内容と方針

2026年春頃より、Yahoo!広告 広告掲載基準とLINE広告審査ガイドラインを一つの広告掲載基準としてウェブ上で公開します。

この統一により、広告主の皆様には一貫性のある基準で広告を掲載いただけます。これまでも Yahoo!広告とLINE広告の一部の項目で基準の見直し、統一を進めてきましたが、その他の基準については、概ねこれまでの Yahoo!広告 広告掲載基準に基づいた方針で統一し、新たにLINEヤフー広告の掲載基準として公開します。

本資料では、基準本文と判断基準が変更になる項目について解説します。その他の項目は、Yahoo!広告の基準に統合されます。

なお2026年春ごろの新広告掲載基準適用日以降、[LINE広告審査ガイドライン](#)はクローズいたします。  
これに伴い、全ての広告審査は新たに統合された基準に基づいて行われます。

※統合の対象にはLINEのTalk Head View、News Top ADを含みます。

# 統合後の広告アカウント審査基準・広告掲載基準について

## 【現在】

Yahoo!広告	掲載エリア	資料
広告アカウント審査基準	<a href="#">LINEヤフーfor Business 媒体資料・ガイドライン</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">アカウント審査基準</a> (PDF)</li> <li>・ <a href="#">広告掲載基準</a> (PDF)</li> </ul>
広告掲載基準		
Yahoo!広告ヘルプ	<a href="#">Yahoo!広告ヘルプ</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">Yahoo!広告ヘルプ</a> (WEB)</li> </ul>
LINE広告	掲載エリア	資料
広告アカウント審査基準	<a href="#">LINEヤフーfor Business 媒体資料・ガイドライン</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">LINE広告審査ガイドライン</a> (WEB)</li> <li>・ <a href="#">Talk Head View審査ガイドライン</a> (WEB)</li> </ul>
広告掲載基準		

## 【統合後】

LINEヤフー広告	掲載エリア	資料
広告アカウント審査基準	<a href="#">LINEヤフーfor Business</a> <a href="#">LINEヤフー広告ヘルプ</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">【広告】広告掲載基準</a> (WEB)</li> </ul>
広告掲載基準		※PDF資料の提供は廃止します
LINEヤフー広告ヘルプ	※2026年春頃に「LINEヤフー広告」としてページがリニューアルされます。	

# 適用開始日

2026年春頃からから適用開始予定

※詳細な日程は追ってご連絡いたします。

LINEヤフー広告ヘルプページも併せて更新いたします。

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044816?language=ja>

# 広告アカウント審査基準

# 広告アカウント審査基準の統一

LINE広告、Yahoo!広告の広告アカウント審査基準を統一します。

また、基準名を「アカウント審査基準」から「広告アカウント審査基準」に変更します。  
変更後の基準文は次ページ以降をご参照ください。

## 【変更点と影響について】

### ■LINE広告

広告アカウント審査のための基準をYahoo!広告の基準文に統一します。

現在も広告審査ガイドラインを適用しアカウント審査を実施しているため、**審査結果への影響はありません。**

### ■Yahoo!広告

現在も広告アカウント審査で適用している基準を明文化します。

なお、今回の変更は明文化のみとなるため、**審査結果への影響はありません。**

# 広告アカウント審査基準変更点

以下のとおり変更します。赤字は変更箇所です。

章	変更前（Yahoo!広告）	変更後（統合基準）
第1章 アカウント審査基準 について	<p>本基準はYahoo!広告でご利用いただくアカウントに適用される審査基準です。 Yahoo!広告をご利用いただく広告主は本基準を遵守する必要があります。</p> <p>—</p>	<p><b>1. アカウント審査基準について</b> アカウント審査基準はLINEヤフー広告および当社が別途定める広告でご利用いただくアカウントに適用される基準です。アカウントのご利用については本基準を遵守する必要があります。</p> <p><b>2. アカウントの可否判断と広告主の責任について</b> 当社は、本基準に基づいて個別に利用の可否を判断していますが、当社の判断は広告主の責任を軽減するものではありません。アカウントの利用を申し込む際には、責任は広告主自身が負うことを承諾したものとします。</p>
第2章 アカウント開設に関する基準	<p>アカウント開設においては、以下基準を満たす必要があります。</p> <p><b>1. 登録情報</b> アカウント申込時の登録情報から不正な広告出稿の懸念があると判断した場合は、アカウントを開設できません。</p> <p><b>2. サイトの表示</b> 運営サイトが以下に該当する場合は、アカウントを開設できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作成中など通常の環境で表示することができないもの</li> <li>(2) ブラウザのバックボタン等で直前のページへ戻ることができないもの</li> <li>(3) 広告主以外の第三者によるポップアップ/アンダーウィンドウや別画面を表示するもの</li> <li>(4) ブラウザウィンドウの大きさや位置などを強制的に変更するもの</li> <li>(5) ユーザーの意思確認なく、ソフトウェアのダウンロードを開始したり、アプリケーションが起動されたりするもの</li> <li>(6) その他、ユーザーの意に反する動きのあるもの</li> </ul> <p><b>3. サイトで使用される言語</b> 運営サイトは、以下のいずれかの言語で統一して構成されている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本語</li> <li>(2) 英語</li> </ul>	<p>アカウント開設においては、以下基準を満たす必要があります。</p> <p><b>1. 登録情報</b> アカウント申込時の登録情報から不正な広告出稿の懸念があると判断した場合は、アカウントを開設できません。</p> <p><b>2. サイトの表示</b> 運営サイトが以下に該当する場合は、アカウントを開設できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作成中など通常の環境で表示することができないもの</li> <li>(2) ブラウザのバックボタン等で直前のページへ戻ことができないもの</li> <li>(3) 広告主以外の第三者によるポップアップ/アンダーウィンドウや別画面を表示するもの</li> <li>(4) ブラウザウィンドウの大きさや位置などを強制的に変更するもの</li> <li>(5) ユーザーの意思確認なく、ソフトウェアのダウンロードを開始したり、アプリケーションが起動されたりするもの</li> <li>(6) その他、ユーザーの意に反する動きのあるもの</li> </ul> <p><b>3. サイトで使用される言語</b> 運営サイトは、以下のいずれかの言語で統一して構成されている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本語</li> <li>(2) 英語</li> </ul>

# 広告アカウント審査基準変更点

以下のとおり変更します。赤字は変更箇所です。

章	変更前（Yahoo!広告）	変更後（統合基準）
第2章 アカウント開設に関する基準	<p><b>4. 禁止となる表現、商品やサービス</b>          広告掲載基準第4章で定める以下のような内容が運営サイトに含まれている場合は、アカウントを開設できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令に違反、または違反するおそれのあるもの</li> <li>(2) 社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のようなもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 訹謗中傷するもの、名譽を毀損するもの</li> <li>2. 著作権や商標権等の知的財産権を侵害するもの、またはおそれのあるもの</li> <li>3. プライバシーを侵害するもの、個人情報の取得、管理、利用等に十分な配慮がされていないもの</li> <li>4. 他人を差別するもの、人権を侵害するもの</li> <li>5. セクシュアルハラスメントとなるもの</li> <li>6. 詐欺的なものまたはいわゆる悪質商法とみなされるもの</li> <li>7. 投機心を著しくあおる表現のもの</li> <li>8. 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするもの</li> <li>9. 犯罪を肯定、美化、助長するもの</li> <li>10. 反社会的勢力によるもの</li> <li>11. 酷惡、残虐、猟奇的等で不快感を与えるもの</li> <li>12. 性に関する表現が露骨なもの</li> <li>13. サービス、商品の内容が不明確なもの</li> <li>14. 業界で定めるガイドラインなどに違反し、または、違反するおそれのあるもの</li> <li>15. その他、当社が不適切と判断したもの</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>4. 禁止となる表現、商品やサービス</b>          広告掲載基準第4章で定める以下のような内容が運営サイトに含まれている場合は、アカウントを開設できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令に違反、または違反するおそれのあるもの</li> <li>(2) 社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のようなもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 訴謗中傷するもの、名譽を毀損するもの</li> <li>2. 著作権や商標権等の知的財産権を侵害し、またはそのおそれのあるもの</li> <li>3. プライバシーを侵害するもの、個人情報の取得、管理、利用等に十分な配慮がされていないもの</li> <li>4. 他人を差別するもの、人権を侵害し、またはそのおそれのあるもの</li> <li>5. <b>その他第三者の権利を侵害し、またはそのおそれのあるもの</b></li> <li>6. セクシュアルハラスメントとなるもの</li> <li>7. 詐欺的なものまたはいわゆる悪質商法とみなされるもの</li> <li>8. 投機心を著しくあおる表現のもの</li> <li>9. 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするもの</li> <li>10. 犯罪を肯定、美化、助長するもの</li> <li>11. 反社会的勢力によるもの</li> <li>12. 酷惡、残虐、猟奇的等で不快感を与えるもの</li> <li>13. 性に関する表現が露骨なもの</li> <li>14. サービス、商品の内容が不明確なもの</li> <li>15. <b>政府等から発信されている方針や業界で定めるガイドラインなどに違反し、またはそのおそれのあるもの</b></li> <li>16. <b>ユーダートラブルの情報が複数確認されたもの</b></li> <li>17. その他、当社が不適切と判断したもの</li> </ul> </li> </ul>

# 広告アカウント審査基準変更点

以下のとおり変更します。赤字は変更箇所です。

章	変更前（Yahoo!広告）	変更後（統合基準）
第2章 アカウント開設に関する基準	<p><b>4. 禁止となる表現、商品やサービス</b> 広告掲載基準第4章で定める以下のような内容が運営サイトに含まれている場合は、アカウントを開設できません。 ～略～</p> <p>(3) 以下のような商品、サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 性的な商品、サービス</li> <li>2. 児童ポルノを連想させるもの</li> <li>3. 売春や援助交際のあっせんまたはこれらを正当化したり、推奨したりするもの</li> <li>4. 国内で承認されていない医薬品、医療機器</li> <li>5. 脱法ドラッグ、合法ハーブ等と称されるもの</li> <li>6. 偽ブランド品など、ブランド商品の模倣品、偽造品</li> <li>7. 銃器、弾薬、刀剣などの刃物、催涙スプレー、スタンガンなど主に武器として使用されるもの</li> <li>8. 無限連鎖講（ねずみ講）へ勧誘したり、紹介したりするもの</li> <li>9. 連鎖販売取引（マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス）へ勧誘したり、紹介したりするもの</li> <li>10. 超小型カメラなど、違法な盗聴、盗撮を目的とするもの</li> <li>11. クレジットカードのショッピング枠現金化サービス</li> <li>12. たばこ、電子たばこ</li> <li>13. 広告表現において過去に重大な違反実績があるもの</li> </ul> <p><b>5. 当社が不適切と判断するもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運営サイトにおいて不正な広告表現や広告手法が認められた場合は、アカウントを開設できません。</li> <li>(2) その他、当社が不適切と判断した場合は、アカウントを開設できません。</li> </ul>	<p><b>4. 禁止となる表現、商品やサービス</b> 広告掲載基準第4章で定める以下のような内容が運営サイトに含まれている場合は、アカウントを開設できません。 ～略～</p> <p>(3) 以下のような商品、サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 性的な商品、サービス</li> <li>2. 児童ポルノを連想させるもの</li> <li>3. 売春や援助交際のあっせんまたはこれらを正当化したり、推奨したりするもの</li> <li>4. 国内で承認されていない医薬品、医療機器</li> <li>5. 脱法ドラッグ、合法ハーブ等と称されるもの</li> <li>6. 偽ブランド品など、ブランド商品の模倣品、偽造品</li> <li>7. 銃器、弾薬、刀剣などの刃物、催涙スプレー、スタンガンなど主に武器として使用されるもの</li> <li>8. 無限連鎖講（ねずみ講）へ勧誘したり、紹介したりするもの</li> <li>9. 連鎖販売取引（マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス）へ勧誘したり、紹介したりするもの</li> <li>10. 超小型カメラなど、違法な盗聴、盗撮を目的とするもの</li> <li>11. クレジットカードのショッピング枠現金化サービス</li> <li><b>12. チケット不正転売</b></li> <li><b>13. たばこ</b></li> <li>14. 広告表現において過去に重大な違反実績があるもの</li> <li><b>15. その他、当社が不適切と判断したもの</b></li> </ul> <p><b>5. 当社が不適切と判断するもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運営サイトにおいて不正な広告表現や広告手法が認められた場合は、アカウントを開設できません。</li> <li>(2) その他、当社が不適切と判断した場合は、アカウントを開設できません。</li> </ul>

# 広告アカウント審査基準変更点

第3章の変更はありません。

章	変更前（Yahoo!広告）	変更後（統合基準）
第3章 開設後のアカウント に関する基準	<p>以下基準に抵触するアカウントについては、アカウントを停止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>アカウントの登録情報から不正な広告出稿の懸念があると判断した場合</li> <li>違反実績のあるアカウントを繰り返し作成している場合</li> <li>広告掲載基準に抵触する広告を大量に入稿している場合</li> <li>広告掲載基準に抵触する広告を繰り返し入稿している場合</li> <li>広告掲載基準第4章に抵触する広告を入稿している場合</li> <li>不正な広告表現や広告手法が認められた場合</li> <li>その他、当社が不適切と判断した場合</li> </ol>	<p>以下基準に抵触するアカウントについては、アカウントを停止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>アカウントの登録情報から不正な広告出稿の懸念があると判断した場合</li> <li>違反実績のあるアカウントを繰り返し作成している場合</li> <li>広告掲載基準に抵触する広告を大量に入稿している場合</li> <li>広告掲載基準に抵触する広告を繰り返し入稿している場合</li> <li>広告掲載基準第4章に抵触する広告を入稿している場合</li> <li>不正な広告表現や広告手法が認められた場合</li> <li>その他、当社が不適切と判断した場合</li> </ol>

# 廣告掲載基準

# 広告掲載基準基準の統一

LINE広告、Yahoo!広告の広告掲載基準を統一します。

また、基準名は「広告掲載基準」となります。

これまでYahoo!広告とLINE広告の一部の項目で基準の見直し、統一を進めてきましたが、その他の基準については、概ねこれまでのYahoo!広告 広告掲載基準に基づいた方針で統一します。

赤字がYahoo!広告 広告掲載基準からの変更箇所になります。

変更後の基準文は次ページ以降をご参照ください。

# 広告掲載基準の主な変更点

広告主・代理店限定

以下のとおり変更します。赤字は変更箇所です。

章	変更前 (Yahoo!広告)	変更後 (統合基準)
第2章 ユーザーの利便性のための基準	1.広告主体者の明示 広告の主体者情報を不正確に表示しているサイトおよび画像形式によって表示しているサイトは掲載できません。  (2)主体者の住所および電話番号（海外の団体で日本に活動拠点がある場合、活動拠点に関しても同等の表示を行うこと）	1. 広告の主体者の明示 広告の主体者情報を不正確に表示しているサイトおよび画像形式によって表示しているサイトは掲載できません。 (削除)  (2)主体者の住所および電話番号、メールアドレスなどの問い合わせ可能な連絡先（海外の団体で日本に活動拠点がある場合、活動拠点に関しても同等の表示を行うこと）
第4章 掲載できない広告	2. 社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のようなもの —  (15)業界で定めるガイドラインなどに違反し、または違反するおそれのあるもの	(5)その他第三者の権利を侵害し、またはそのおそれのあるもの (新規追加)  (15)政府等から発信されている方針や業界で定めるガイドラインなどに違反し、またはそのおそれのあるもの
	3. 以下のような商品、サービスの広告  (13)たばこ、電子たばこ  —	(12)チケット不正転売 (新規追加)  (13)電子たばこ (削除)  (15)その他、当社が不適切と判断したもの (新規追加)
第5章 業種、商品、サービスごとの掲載基準があるもの	3.国家資格を有する業種（弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士）  6.アルコール飲料 「お酒、飲酒は20歳になってから」など、未成年の飲酒を禁止する旨を表示すること	(4)代表者やそれに準ずる者が、職務との密接関係性がある事項について、所属会から懲戒処分を受けていないこと (新規追加)  「お酒、飲酒は20歳になってから」など、20歳未満の飲酒を禁止する旨を表示すること
第8章 子ども向けサービス (Yahoo!きっず) への掲載基準	—	削除

# 広告掲載基準の主な変更点

以下のとおり変更します。赤字は変更箇所です。

章	変更前（Yahoo!広告）	変更後（統合基準）
第9章 広告表現規制	クリエイティブの形式については、以下のとおり定義いたします。	第8章 広告表現規制 クリエイティブの形式については、以下のとおり定義いたします。 明記を必須としている各項目については、表示が省略されない箇所に記載してください。広告商品別に定められた指定箇所がある場合は、クリエイティブ内の指定箇所に記載してください。また、これら明記必須項目は、LINEヤフーが設置する各種アイコンの表示領域に記載しないでください。 (追加)
	4. ユーザーに誤解を与えるような表現 (2)LINEヤフーが提供するサービスのデザインを模したもの 1. 「NEW!」「カメラ」のアイコンなど 2. タイトルバーーやタブを用いたカラムなど	4. ユーザーに誤解を与えるような表現 (2)LINEヤフーが提供するサービスのデザインを模したもの 1. 「NEW!」「カメラ」のアイコンなど (削除) 2. タイトルバーーやタブを用いたカラムなど (削除)
第10章 広告商品、広告機能ごとの掲載基準があるもの	—	第9章 広告商品、広告機能ごとの掲載基準があるもの ※Yahoo!広告の入稿規定内【注意事項】の掲載基準を第9章に移動
	バナー（動画） レスポンシブ（動画） 「広告掲載基準」第9章広告表現規制で定めている明記必須項目については、動画サムネイル画像内に必ず入れてください。 ※Yahoo!広告の入稿規定内【注意事項】記載	2. バナー（動画） 3. レスponsiブ（動画） 「広告掲載基準」第8章広告表現規制で定めている明記必須項目については、動画および動画サムネイル画像内に必ず入れてください。
—	—	20.Talk Head View (1)システムの不具合と誤解を与える可能性がある以下のような表現はできません。 ・広告表示領域とクリエイティブのサイズが合っていないようにみえるもの ・クリエイティブ内のテキストが見切れているもの ・クリエイティブ内にモザイク、ぼかし加工をしているもの ・動画広告において、再生時間内に同じ動画を2回以上繰り返しているもの ・動画広告において、再生時間内のうち一定時間しか動きがないもの ・動画広告において、クリエイティブ内的一部しか動きがないもの (2)金額表記がクリエイティブの2分の1以上を占めるものは掲載できません。 (3)漫画調のクリエイティブは掲載できません。ただし、一般的に広く公開されている作品（書籍、電子書籍、映画、アニメなど）は除きます。 (4)動画広告において、スライドショーのような表現を使用したものは掲載できません。（新規追加）

# 基準本文・判断基準が変更となる項目

# 広告主体者の明示

## 統一後の広告掲載基準

### 第2章 ユーザーの利便性のための基準

この章は、当社のサービスを利用するユーザーが、サービス上に掲載される広告を閲覧し、広告からの情報を有意義に活用するために設けます。すべての広告はこの基準を満たしている必要があります。

#### 1. 広告の主体者の明示

広告の主体者情報を不正確に表示しているサイトおよび画像形式によって表示しているサイトは掲載できません。

広告の主体者を明確にするため、リンク先のサイトに以下を表示してください。

ダブルブランドによる広告（広告主の提携企業名等を表示する必要がある広告）の場合は、ユーザーに対し混乱を招かないよう両者の関連性も明確にする必要があります。

(1) 主体者の名称（主体者を特定できる会社名または氏名）

(2) 主体者の住所および電話番号、メールアドレスなどの問い合わせ可能な連絡先（海外の団体で日本に活動拠点がある場合、活動拠点に関しても同等の表示を行うこと）

#### ■ 変更点

リンク先のサイトに表示を必要とする主体者情報の項目に、メールアドレスなどの問い合わせ可能な連絡先を追加しました。

#### <新判断基準>

「電話番号」以外でも「問い合わせ可能な連絡先」（以下例）があれば掲載可となります。

- 電話番号
- メールアドレス
- 問い合わせフォーム
- 公式SNS等からの問い合わせ
- 「書面で受け付ける」旨記載があるもの

広告の主体者情報は画像形式でも掲載可となります。

#### ■ LINE広告審査ガイドラインの該当箇所

[クリエイティブガイドライン > 広告の主体者\(広告主\)の明示](#)

#### ■ 変更に伴う影響

住所および電話番号のみでなく、問い合わせ可能な連絡先が表示されている場合も掲載可となります。（LINE広告はこれまでと変更はありません）

# 電子たばこ

## 統一後の広告掲載基準

### 第4章 掲載できない広告

以下のような広告は掲載できません。

#### 3. 以下のような商品、サービスの広告

(12)たばこ

### ■変更点

「電子たばこ」の訴求について「掲載できない商品」から削除となります。現時点では大半の掲載面において掲載制限で掲載不可となる見込みです。

### ＜新判断基準＞

電子たばこの訴求は掲載可

以下のような表現は不可となります。

- ・電子たばこ以外（紙巻たばこ、加熱式たばこ、葉巻など）の表現は直接的、間接的、イラスト・写真の描写、テキスト問わず不可
- ・電子たばこを吸引している、しようとしている表現、煙の表現
- ・広告モデルに20歳以下の人物を登用すること
- ・安全性の保証表現

### ■ LINE広告審査ガイドラインの該当箇所

[出稿できない業種・サービス > たばこ、電子タバコ（一部当社が認めた場合を除く）](#)

### ※掲載制限について

制限対象面（枠）の詳細については2026年4月1日以降、下記ヘルプページをご確認ください。

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044245?language=ja>

# 電子たばこ ターゲティング設定について

広告主・代理店限定

## ターゲティング設定について

【Yahoo! JAPAN ID 20歳以上×禁煙関心】または【推定20歳以上×年齢確認ページ】のいずれかの設定が必要となります。

### ■ 【Yahoo! JAPAN ID 20歳以上×禁煙関心】

詳細については、下記ヘルプページをご確認ください。

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000045962?language=ja>

### ■ 【推定20歳以上×年齢確認ページ】

年齢ターゲティングについて、詳細は下記ヘルプページをご確認ください。

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044348?language=ja#i03>

「年齢確認ページ」は、以下要件を満たしてください。

年齢確認ページの目的：成人向けコンテンツへのアクセスを制限し、未成年者がアクセスできないようにするためのウェブサイト

要件：

1. 明瞭で理解しやすいインターフェースにて提供を行う
2. 閲覧者が満20歳以上であることを確認する方法を提供する（例：生年月日入力、チェックボックス、ID認証）。
3. 閲覧者が満20歳以上である場合、訴求ページへのアクセスを行うことが可能となる
4. 閲覧者が満20歳未満であると判断された場合、非訴求ページへの誘導を行う。
5. 年齢認証の結果を一定期間保存し、適切な範囲内で次回訪問時に再認証を活用することも可能である。
6. 対象商品等・ウェブサイトに関するプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクを設置し、ユーザーに適切に情報を提供する。
7. 年齢認証中に発生した問題に対して適切なエラーメッセージを表示し、閲覧者に正しい年齢認証を促す

# バナー（動画）、レスポンシブ（動画）

広告主・代理店限定

## 統一後の広告掲載基準

第9章 広告商品、広告機能ごとの掲載基準があるもの

- 2. バナー（動画）
- 3. レスponsシブ（動画）

「広告掲載基準」第8章広告表現規制で定めている明記必須項目については、**動画および動画サムネイル画像内に必ず入れてください。**

### ■変更点

一部掲載面の仕様により、「動画サムネイル画像」が非表示となる場合があるため、明記必須項目の記載場所が「動画」にも必須となりました。

### ■変更に伴う影響

「動画」内に明記必須項目の記載がないものは掲載不可となります。

# 基準本文のみ変更となる項目 (判断基準の変更なし)

# その他第三者の権利を侵害し、またはそのおそれのあるもの

## 統一後の広告掲載基準

### 第4章 掲載できない広告

以下のような広告は掲載できません。

1.社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のようないわゆる「不適切表現」

(5)その他第三者の権利を侵害し、またはそのおそれのあるもの

(15)政府等から発信されている方針や業界で定めるガイドラインなどに違反し、またはそのおそれのあるもの

### ■変更点

(5)その他第三者の権利を侵害し、またはそのおそれのあるもの、を新たに追加しました。

(15)政府等から発信されている方針や、を追加しました。

### <新判断基準>

基準の明文化のみとなるため、判断基準に変更はありません。

### ■LINE広告審査ガイドラインの該当箇所

- [禁止事項](#)
- [知的財産権等に関して](#)
- [クリエイティブガイドライン > 第三者が権利を有するものを使用した表現](#)

### ■変更に伴う影響

基準の明文化のみとなるため、審査結果への影響はありません。

# チケット不正転売

## 統一後の広告掲載基準

### 第4章 掲載できない広告

以下のような広告は掲載できません。

#### 3. 以下のような商品、サービスの広告

##### (12) チケット不正転売

### ■変更点

基準本文に(12)チケット不正転売、を追加し、基準を明文化しました。

これまでチケット不正転売に関する訴求は、[掲載できない広告](#) > 2.社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のもの > (16)その他、当社が不適切と判断したもの、に該当するものとして掲載不可としていましたが、上記の通り基準を明文化しました。

### <新判断基準>

基準の明文化のみとなるため、判断基準に変更はありません。

### ■LINE広告審査ガイドラインの該当箇所

- [出稿できない業種・サービス](#) > チケット不正転売

### ■変更に伴う影響

基準の明文化のみとなるため、審査結果への影響はありません。

# 国家資格を有する業種（弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士）

## 統一後の広告掲載基準

第5章 業種、商品、サービスごとの掲載基準があるもの

下記の掲載基準を満たす必要があります。

- (1) 代表者氏名、事務所住所、事務所電話番号、代表者の所属会の表示があること
- (2) 各士業の所属会の定める広告関連規定を遵守していること
- (3) 取り扱う業務における明確な料金体系の表示があること
- (4) 代表者やそれに準ずる者が、職務との密接関連性がある事項について、所属会から懲戒処分を受けていないこと

### ■変更点

基準本文に「(4)代表者やそれに準ずる者が、職務との密接関連性がある事項について、所属会から懲戒処分を受けていないこと」を追加し、基準を明文化しました。

これまで上記に該当するものについては、[掲載できない広告](#) > 2.社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のもの > (16)その他、当社が不適切と判断したもの、として掲載不可としていましたが、上記の通り基準を明文化しました。

### 〈新判断基準〉

基準の明文化のみとなるため、判断基準に変更はありません。

### ■LINE広告審査ガイドラインの該当箇所

- [出稿できない業種・サービス](#) > その他当社が不適合と判断した業種・業態、商品・サービス

### ■変更に伴う影響

基準の明文化のみとなるため、審査結果への影響はありません。

# LINEヤフーが提供するサービスのデザインを模したもの

## 統一後の広告掲載基準

※該当項目以外は省略

第2章 ユーザーの利便性のための基準

(3) LINEヤフーが提供するサービスのデザインと混同する可能性があるもの

第8章 広告表現規制以下のようなクリエイティブは掲載できません。

(2) LINEヤフーが提供するサービスのデザインを模したもの

### ■変更点

「LINEヤフーが提供するサービスのデザイン～」に変更し、LINE/Yahoo! JAPANの両サービスにおけるコンテンツが対象であることを明文化しました。

### ＜新判断基準＞

Yahoo! JAPAN、LINEコンテンツのデザインを模倣しようとしている意図を感じるものは掲載不可となります。

### ■LINE広告審査ガイドラインの該当箇所

クリエイティブガイドライン > ユーザーが当社（が認定する）コンテンツと誤認または混同する可能性がある表現は掲載できません。

### ■変更に伴う影響

基準の明文化のみとなるため、審査結果への影響はありません。

# Talk Head View

## 統一後の広告掲載基準

第9章 広告商品、広告機能ごとの掲載基準があるもの

### 12.Talk Head View

広告掲載基準を満たしたうえで、個別の掲載基準を適用します。

(1) システムの不具合と誤解を与える可能性がある以下のような表現はできません。

- 広告表示領域とクリエイティブのサイズが合っていないように見えるもの
- クリエイティブ内のテキストが見切れているもの
- クリエイティブ内にモザイク、ぼかし加工をしているもの
- 動画広告において、再生時間内に同じ動画を2回以上繰り返しているもの
- 動画広告において、再生時間内のうち一定時間しか動きがないもの
- 動画広告において、クリエイティブ内的一部しか動きがないもの

(2) 金額表記がクリエイティブの2分の1以上を占めるものは掲載できません。

(3) 漫画調のクリエイティブは掲載できません。ただし、一般的に広く公開されている作品（書籍、電子書籍、映画、アニメなど）は除きます。

(4) 動画広告において、スライドショーのような表現を使用したものは掲載できません。

### ■変更点

これまでTalk Head Viewの基準により掲載不可としていましたが明文化しました。

### <詳細補足>

(1) システムの不具合と誤解を与える可能性がある以下のような表現はできません。

- 広告表示領域とクリエイティブのサイズが合っていないように見えるもの
  - クリエイティブの上下もしくは左右に余白があるもの、または色の切り替わりが明確に分断されているものは不可（そのエリアに模様や柄がある場合も不可）
- クリエイティブ内のテキストが見切れているもの
  - テキスト以外の商品画像などの見切れはデザインとの判別がつかないため掲載可
  - 動画の場合においても、字幕含めテキストが見切れている場合は不可

(2) 金額表記がクリエイティブの2分の1以上を占めるものは掲載できません。

- 「円」「¥」「～（例：500円～など）」も金額表示に含める

### ■Talk Head View 審査基準（※掲載基準統一後は、Talk Head View の審査基準は以下資料から「広告掲載基準」に移管します）

- [Talk Head View審査ガイドライン](#)
- [Talk Head View媒体資料](#)

### ■変更に伴う影響

基準の明文化のみとなるため、審査結果への影響はありません。

# 判断基準のみ変更となる項目 (基準本文の変更なし)

# ユーザーに誤解を与える表現

## 統一後の広告掲載基準

### 第8章 広告表現規制

#### 4. ユーザーに誤解を与える表現

以下のようなクリエイティブは掲載できません。

～略～

(1) ユーザーの誤動作を誘発するおそれのあるもの

### ■変更点

使用デバイスや閲覧中のウェブサイト等からの通知と誤認する可能性のある表現（以下、通知バッジと表記）については現在も掲載不可としていますが、よりわかりやすく判断基準を統一します。

### <新判断基準>

以下のようなものは通知バッジの表示位置に関係なく掲載できません。

- バッジ内の表現が数字（数字を含むもの）または通知を表す文言（例：未読、新着、通知、New）であるもの
- バッジ内の表現やバッジの形が以下のような記号であるもの  
例：「…（セリフを表す点）」、メール、星、ハート、ベル、人型、チェック、感嘆符
- バッジの形が丸（無地）のもの
- バッジがついているアイコンなどが通信手段を表すもの  
例：電話アイコン、メールアイコン、SMSアイコン
- その他、ユーザーが通知と誤認するバッジ表現

### ■LINE広告審査ガイドラインの該当箇所

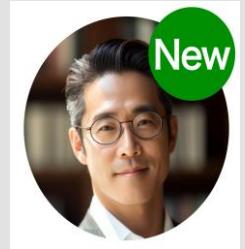
[クリエイティブガイドライン > 紛らわしく誤解を与えるような表現の禁止](#)

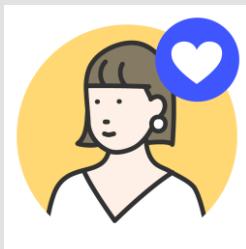
### ■変更に伴う影響

新判断基準に抵触する表現については、ユーザーの誤動作を誘発するおそれがあるものとし掲載できません。

# 掲載不可事例①

以下のような広告は掲載できません。

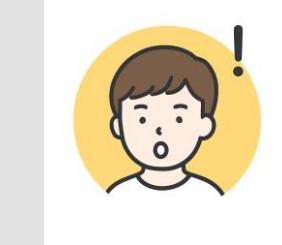
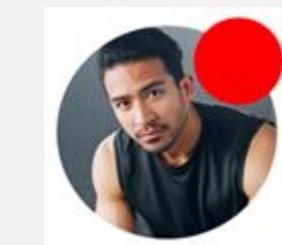
クリエイティブ事例	不可理由	統一前の可否判断
	バッジ内の表現が「数字（数字を含むもの）」であるため	Yahoo!広告：不可 LINE広告：不可
	バッジ内の表現が「数字（数字を含むもの）」であるため	Yahoo!広告：可 LINE広告：不可
	バッジ内の表現が「通知文言（New、新着、未読、通知など）」であるため	Yahoo!広告：不可 LINE広告：不可

クリエイティブ事例	不可理由	統一前の可否判断
	バッジ内の記号が「セリフを表すマーク（…）」であるため	Yahoo!広告：可 LINE広告：不可
	バッジ内の記号が「メールマーク」であるため	Yahoo!広告：不可 LINE広告：不可
	バッジ内の記号が「ハート」であるため	Yahoo!広告：不可 LINE広告：可

## 掲載不可事例②

以下のような広告は掲載できません。

クリエイティブ事例	不可理由	統一前の可否判断
	バッジの形が「ハート」であるため	Yahoo!広告：可 LINE広告：可
	バッジ内の記号が「ベル型」であるため	Yahoo!広告：不可 LINE広告：可
	バッジ内の記号が「人型」であるため	Yahoo!広告：不可 LINE広告：可

クリエイティブ事例	不可理由	統一前の可否判断
	バッジの形が「感嘆符」であるため	Yahoo!広告：可 LINE広告：不可
	バッジが「無地の丸型」であるため	Yahoo!広告：不可 LINE広告：不可
	バッジがついているアイコンが「通信手段（メール、電話、SMSなど）」であるため	Yahoo!広告：不可 LINE広告：不可

# その他

# 性的部位治療

## ■変更点

男性器、女性器など性的部位の治療訴求について、LINE面/Yahoo! JAPAN面ともに広告掲載基準では可になりますが、現時点では大半の掲載面において掲載制限によって掲載不可となる見込みです。

## <新判断基準>

以下のような性的部位治療の訴求は掲載可

- ・男性器治療例  
ED治療、包茎術 等
- ・女性器治療例  
膣ハイフ、外陰部形成 等

## ■変更に伴う影響

性的部位治療の訴求は掲載可となります。（Yahoo!広告はこれまでと変更ありません）

## ■ LINE広告審査ガイドラインの該当箇所

[出稿できない業種・サービス > アダルト関連](#)

## ※掲載制限について

制限対象面（枠）の詳細については2026年4月1日以降、下記ヘルプページをご確認ください。

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044245?language=ja>

LINEヤフー